



あなたと町政をむすぶ

議会だより

第 18 号

平成29年
(2017年)

5/1

あんど



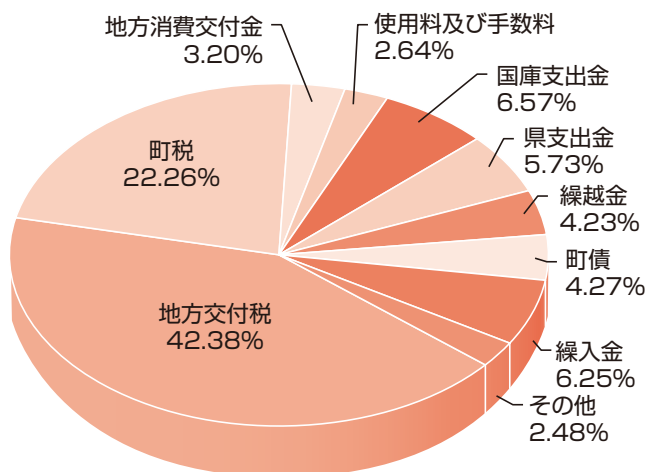
「奈良県安堵町議会」全国町村議会議長会会長表彰を受賞(正副議長室にて)

平成29年 第1回3月定例会

平成 29 年度一般会計予算の額〔内訳〕	2
委員会報告	3
審議案件	4・5
一般質問 (5名の議員が一般質問を行いました)	6・7・8・9・10
表紙解説 (議会表彰)	11

平成 29 年度一般会計予算の額〔内訳〕

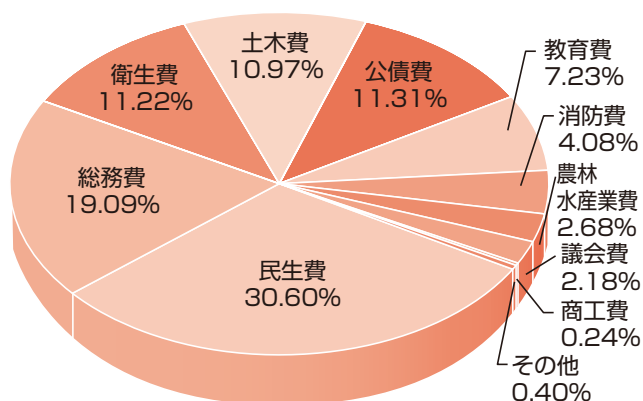
歳入 32 億円



その他の内訳

地方譲与税	0.76%
分担金及び負担金	0.24%
自動車取得税交付金	0.21%
配当割交付金	0.17%
株式等譲渡所得割交付金	0.09%
地方特例交付金	0.09%
利子割交付金	0.04%
財産収入	0.04%
交通安全対策特別交付金	0.03%
諸収入	0.03%
寄附金	0.01%

歳出 32 億円



その他の内訳

予備費	0.36%
諸支出金	0.04%
災害復旧費	0.00%

(単位: 千円)

平成 29 年度歳入予算					
町税	町民税	327,004	国庫支出金	国庫負担金	149,463
	固定資産税	342,870		国庫補助金	57,783
	軽自動車税	18,839		国庫委託金	2,841
	町たばこ税	23,728		計	210,087
	計	712,441	県支出金	県負担金	89,409
地方消費税交付金	地方消費税交付金	102,317		県補助金	82,248
				委託金	11,662
				計	183,319
地方交付税	地方交付税	1,356,000	繰越金	繰越金	135,240
使用料及び手数料	使用料	77,015	町債	町債	136,600
	手数料	7,558	繰入金	基金繰入金	200,000
	計	84,573	その他		79,423
総歳入合計					3,200,000

(単位: 千円)

平成 29 年度歳出予算	
議会費	69,694
総務費	610,970
民生費	979,180
衛生費	359,091
農林水産業費	85,631
商工費	7,776
土木費	351,024
消防費	130,690
教育費	231,307
公債費	361,784
その他	12,853
総歳出合計	3,200,000

委員会報告

一般会計予算審査特別委員会

委員長報告 大星 成司

本会議で付託された平成 29 年度安堵町一般会計予算について、3 月 8 日に審査を行ったので、次のとおり報告する。

歳入及び歳出当初予算の総額は、それぞれ 32 億円であり、前年度より 1 億 3400 万円の増額、対前年度比 4.4% の増となった。

新年度予算の増額の主な要因でもある新規事業については、空き家等対策計画策定支援事業、庁舎整備事業、一時預かり保育・子育て広場事業、地域密着型サービス施設等整備促進事業、ごみ処理広域化に伴う新収集計画策定事業、消防ポンプ車購入事業、及び学校支援地域本部事業が予算計上されている。

その他の増額要因として、安全・安心のための防災・減災・公共施設の適正管理等老朽化対策などがある。

歳出の中で、「住宅改修の工事請負に係る費用」として、公営住宅及び改良住宅の老朽化等に伴う修繕費等は、毎年度の必要経費である。

改良住宅について、町としては、今後、法の趣旨から考えて、地域改

善事業を行うために協力してくださった方々に払下げし、資産にしていたなど方向性を見出しにくい、と考えている。

一般会計予算審査特別委員会では、各委員から活発に質疑が行われ、町の今後の計画についても聞くことができた。

審議を行い、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として、原案通り可決すべきものと決定した。

特別会計等予算審査特別委員会

委員長報告 中本 幸一

本会議付託された平成 29 年度特別会計等予算 6 議案について、3 月 8 日に審査を行ったので、次のとおり報告する。

「平成 29 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」

歳入及び歳出の予算額は、それぞれ 11 億 5240 万円で、前年度より医療費の増等により、6740 万円の増額である。

「平成 29 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

歳入及び歳出の予算額は、それぞれ 135 万円、前年度と同額である。

「平成 29 年度安堵町下水道事業特別会計予算について」

歳入及び歳出の予算額は、それぞれ 2 億 9940 万円、前年度より

2600 万円の増額である。

歳入については、国庫補助対象事業費の増等により、歳出については、事業費及び流域下水道建設負担金の増等による。

町内下水道整備計画について説明を受けた。下水道への接続については、更なる促進に向けて、特に水消化率の低い東安堵地区、整備が遅れている笠目地区等への接続に向けて、今後努力する、という結論に達した。

「平成 29 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」

歳入及び歳出の予算額それぞれ 7 億 6590 万円、前年度より 9830 万円の増額です。

歳入については保険料の増等により、歳出については保険給付の増、地域支援事業に係る経費の増等による。

「平成 29 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」

歳入及び歳出の予算額それぞれ 9390 万円、前年度より 1170 万円の増額である。

歳入については保険料の増等により、歳出については納付金の増、従来国民健康保険の方に委託していた保健事業の直接委託への変更等による。

「平成 29 年度安堵町水道事業会計予算について」

収益的収入 1 億 9389 万円、前年度より 399 万円の増額、収益的支出 1 億 9035 万円、西和衛生試験センターの解散に伴う奈良広域水質検査センター組合への加入負担金の増等により、前年度より 583 万円の増額である。

また、資本的収入 120 万円、前年度より 740 万円の減額、資本的支出 4592 万円、昨年度計上の水道料金システム分の減等により、前年度より 3768 万円の減額である。

水道管の整備（特に石綿管の早期入替え）については、計画的に実施していくことを確認した。

以上、6 議案について審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定した。

文教厚生常任委員会

委員長報告 島田 正芳

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書・「介護保険制度の見直しに対する陳情書」について

本会議で付託された陳情書について審査した結果、当陳情書は 2 件とも取り上げない、と決定した。

平成29年 第1回 3月定例会

第1回定例会を3月3日から16日まで14日間、開催しました。

専決処分、人事案件、条例の改正、補正予算など25件が審議され、承認、同意、可決しました。一般質問には、5名の議員が当面する町政課題について答弁を求めました。

審議案件

《町長提案》

専決処分（補正予算）

○平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

〔満場一致 承認〕

保育園改修工事等に対応するための増額補正

・補正額 781万5千円

・総額 32億3881万1千円

専決日：平成29年1月24日

人事案件

○安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

〔満場一致 同意〕

山崎文生氏を継続して選任すること

とに同意

○安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

について 〔満場一致 同意〕

富士茂則氏を継続して選任すること

とに同意

条例改正等

○安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

〔満場一致 可決〕

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴う改正

①同法に追加された第26条の内容を含むことを規定

②第28条が繰り下がったことに伴い、引用している条番号を変更

施行日：平成29年5月30日

○安堵町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

〔満場一致 可決〕

番号法の一部改正に伴う改正

第19条第9号が第10号に繰り下がったことに伴い、引用している号

番号を変更

施行日：平成29年5月30日

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

て 〔満場一致 可決〕

育児を行う職員の早出遅出勤務に
関し、養育する子の範囲を拡大する
ための改正

①民法による特別養子縁組に係る監
護を行う者、児童福祉法により養
親になることを希望している者及
びこれらに準ずる者である職員が
養育する子を追加

②児童福祉法により養親になること
を希望している者について、同法
の一部改正に伴い養子縁組里親に
変更されたため改正

施行日：①公布の日から施行、平成
29年1月1日から適用

②平成29年4月1日

○職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例について

〔満場一致 可決〕

①育児休業等の対象となる子につい
て、地方公務員の育児休業等に関
する法律中、条例で定める者につ
いて規定

②介護時間と育児のために部分休業
を同時に取得する場合は、これら
を合計して2時間以内で行うよう
に改正

施行日：公布の日から施行、平成29
年1月1日から適用

○一般職の職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例について

〔満場一致 可決〕

扶養手当額の見直し。平成29年
度と平成30年度に段階的に支給額
を変更

施行日：平成29年4月1日

○安堵町税条例等の一部を改正す
る条例について

〔満場一致 可決〕

地方税法等の一部改正に伴う改正
①個人住民税における住宅ローン
控除について、対象となる家屋
の居住年の期限を平成33年まで
延長

②町民税法人税割の税率の引き下
げ（9.7%→6%）

③平成28年4月1日から平成29年
3月31日までに新規取得した軽
自動車について、グリーン化特
例（軽課）を平成29年度分軽自
動車税に適用

④軽自動車の環境性能に応じて税
率を決定する軽自動車税の環境
性能割を導入

⑤現行の「軽自動車税」を軽自動車
税の「種別割」に名称変更

施行日：公布の日

③平成29年4月1日

②④⑤平成31年10月1日

○安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

〔満場一致 可決〕

介護保険法の一部改正に伴い、保険料の軽減賦課を平成 29 年度まで延長

施行日：公布の日

補正予算

○平成 28 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 10 号)

〔満場一致 可決〕

主な補正内容

①国民健康保険基盤安定化繰出金、障害者福祉介護給付事業に係る自立支援給付費等の増額

②地域交流館整備事業、個人番号カード発行委任事務負担金、中学校大規模改修に係る経費〈繰越〉

・補正額 1 億 1 6 7 9 万 8 千円
・歳入歳出総額 33 億 5 5 6 0 万 9 千円

○平成 28 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算 (補正第 4 号)

〔満場一致 可決〕

平成 27 年度国民健康保険療養給付費等負担金 (補助金) の実績精算による超過交付金返還

・補正額 7 6 9 万 6 千円
・歳入歳出総額 12 億 4 7 9 4 万 7 千円

○平成 28 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算 (補正第 2 号)

〔満場一致 可決〕

大和川上流流域下水道建設負担金〈繰越〉

・補正額 1 7 0 万円

・歳入歳出総額 2 億 7 3 6 2 万 5 千円

○平成 28 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 11 号) について

〔満場一致 可決〕

退職手当組合負担金に係る経費の増額

・補正額 1 6 2 万 6 千円
・歳入歳出総額 33 億 5 7 2 3 万 5 千円

○平成 28 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (補正第 1 号) について

〔満場一致 可決〕

平成 28 年度後期高齢者医療広域連合保険料の増収に伴い、広域連合への納付金の増額による補正

・補正額 6 0 5 万円
・歳入歳出総額 8 8 2 5 万円

○平成 29 年度安堵町一般会計予算について

〔満場一致 可決〕

○平成 29 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

〔満場一致 可決〕

○平成 29 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

〔満場一致 可決〕

○平成 29 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

〔満場一致 可決〕

○平成 29 年度安堵町介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算について

〔満場一致 可決〕

○平成 29 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

〔満場一致 可決〕

○平成 29 年度安堵町水道事業会計予算について

〔満場一致 可決〕

○町道路線の認定について

〔満場一致 可決〕

東安堵、あつみ台地区における開発行為の完了公告された道路を東安堵 95 号線と接続し、生活道路として利便性を高めるため町道として認定

○平成 29 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

収益的収入 1 8 0 0 万 7 千円
収益的支出 1 8 0 0 万 5 千円
資本的収入 3 8 万円
資本的支出 1 5 7 1 万 7 千円

《議員提案》

○地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

〔満場一致 可決〕

かつて運用されていた地方議会議員の年金制度は平成の大合併により地方議員が減少したことに伴い、財源が逼迫し、制度の維持が困難となったために平成 23 年に廃止されました。現在、議員対象の保障制度が存在しない状況です。住民の代表である地方議員の果たす責務と役割は増大し、広範な活動と積極的な活躍が求められるなか、無年金制度では議員への意欲、成り手不足が深刻な問題となっています。若い世代の方も議員に就き活躍することは、地方議会に対し、幅広く住民が関心を抱き、いろいろな視点や角度から議論が出来るなど、議会が活性化する要因と考えます。地方議会議員の処遇改善の一環として、厚生年金制度に加入できるようにすることは、将来に亘って安心して議員活動に専念でき、人材の確保に繋がっていくものと考えます。よって、早急に法整備を実現されるよう、関係機関への意見書を提出するものです。

増井敬史 議員



Q. 感震ブレーカーの設置推進と 助成制度の創設について

A. 設置推奨の啓発をし、 国・県に財政支援を要望していきます。

問 安堵町の建築物は3,954棟有り、木造率はどの地区も高く80%を超えています。その為、大震災発生時には火災が発生しやすい状況にあります。

阪神淡路大震災や東日本大震災の総出火件数の6割以上が、通電火災であり、大震災発生時には火災が多数発生し、木造住宅密集地域では大規模に延焼しています。

この対策として、地震発生時に振動により各家庭のブレーカーを遮断する「感震ブレーカー」の設置が有効であるとされています。

防災や減災の観点から、関係省庁が連携して啓発活動をすると共に、全国の自治体でも設置に助成を実施しています。

この感震ブレーカーの設置推進の為に、住民への周知や設置の助成制度の創設が有効であると考えています。

答 総務課長 強い地震が発生した際には、電気器具等から出火が予想されることから、設定値以上の震度の地震が発生した場合、自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を各家庭に設置することは、出火の予防や他の住宅への延焼を抑止する施策として認識しています。

設置により被害を大きく軽減する事ができることから、内閣府総務省（消防庁）並びに経済産業省において、この普及に努めています。財源を伴わない施策であることから、現在の全国普及率は1%（50万台）程度です。

この「感震ブレーカー」には、分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する「分電盤タイプ」、通常の分電盤に感震リレーを外付けする「感震リレータイプ」、ばねの作用や錘の落下によりブレーカーのノブを操作し、電気を遮断する「簡易タイプ」があります。

電気工事を要するタイプがあり、価格として分電盤タイプは5万円から8万円、感震リレータイプは2万円から4万円、簡易タイプは3千円から5千円程度です。

この「感震ブレーカー」の取り付けに要した費用の一部を助成する自治体もあります。

本町では、地域で開催しています防災講習会等で「感震ブレーカー」の必要性を紹介していますが、依然として認知度が低いと認識しています。まずは「広報安堵」や安堵町ホームページ等で町民の皆様に「感震ブレーカー」の設置推奨を啓発していきます。

問 安堵町での設置に関する助成制度は考えておられますか。

答 総務課長 「感震ブレーカー」の設置費用の一部を助成している自治体があることは把握しています。町内の全世帯に「感震ブレーカー」の設置費用の一部を助成するには、5千万円

8千万円が必要となります。実施するには負担が大きいことから、財源に対応してもらえよう国・県に対し働きかけていきたいと考えています。

「感震ブレーカー」を各家庭に設置することにより、出火の予防や延焼の防止に効果的であり、被害を大きく軽減する事ができると考えています。

議員におかれても、国・県に対し財政支援をしていただけるよう、お力添えいただきますようお願いいたします。

増井 災害に強いまちづくりの為に「感震ブレーカー」の設置を強力に推進していただくことをお願いし、この質問を終わります。

【その他の質問】

「農業振興地域整備計画について」

「当町の高齢者介護施設状況について」

「安堵保育園の保育士の人手不足解消策について」

福井保夫
議員



Q. 子育て支援について

A. 保護者のニーズを把握し、充実した学童保育の実施に努めていきます。

問 斑鳩町では、4 月から子育て支援充実策として学童保育時間の延長、保育料減額、給食補助の引き上げ等実施するようですが、安堵町は何か対策がありますか。

答 住民課長 斑鳩町が実施する学童保育時間の延長ですが、当町においても、ひびきで実施している学童保育については、午後 6 時 30 分まで保育を実施し、午後 7 時までに出退していただき、延長保育は実施していません。これは、保育時間を延長するにあたり、保護者へのアンケートを実施。この結果、6 時までという方が 36%、6 時 30 分までという方が 17%、午後 7 時までという方が 47% でした。このことから、退室を 7 時までにし、今のところ保護者のニーズには、ほぼ対応できていると思われます。今後保護者のニーズを把握し、充実した学童保育の実施に努めていきます。また、

保育料の減額につきまして、以前からも説明しているように、幼児教育の段階的無償化が国の政策として進められています。平成 29 年度も昨年と同様に、保育料の段階的な減額を行うこととなりますが、まだ詳細につきましても決定がなされていません。従いまして、昨年と同様に、詳細が決まり次第、適用を 4 月に遡及する保育料減額の条例の改正案を審議いただき、理解をお願いします。

福井 学童保育時間の延長については、斑鳩町では 7 時 30 分までで、安堵町より 30 分長くしていますが、当町においてのニーズが少ないということですので理解しました。しかし、アンケートをとってから 2 年になるので、再度アンケートを実施するなど検討し、保護者の意見を的確に把握してほしい。保育料の減額についても、現在、進んでいるということ、確実な実

施に向けて事務を進めて下さい。

答 教育次長 学校給食補助金についてですが、質問にあたる斑鳩町では、平成 28 年度一食当たり 16 円だった補助金額を平成 29 年度から 30 円に引き上げるようです。他の近隣町の状況としては、郡内の三郷町、平群町ともに現在、学校給食補助制度がない状況で、王寺町、上牧町も学校給食補助制度がなく、河合町は補助金額が一食当たり 1 円と聞いています。このような状況の中での本町の状況ですが、現在、町立学校の給食に対し、一食当たり 15 円を補助しています。近隣町の中では充実した補助制度となっていると思います。町の財政状況が厳しい中でも、現行の補助水準を維持すべく、来年度の当初予算に計上して、本日可決いただきました。今後は、近隣町の状況を注意深く見守りながら、当面は現行の補助水準

を維持していきます。

福井 近隣町の中では斑鳩町の補助金額の引き上げが突出している現状はよくわかりました。近隣 7 町の中では 2 番目に条件がよい。本町の財政状況は非常に厳しいものがあるとは思いますが、子どもたちに、安全でおいしい給食を提供していくためにも、是非現行の補助水準を今後も維持していただくよう要望します。



【その他の質問】

「再任用について」

「うぶすなの郷 TOMMOTO について」

「防災訓練について (安堵保育園・小学校・中学校)」

「中学校運動クラブについて」

浅野 勉 議員



Q. 安堵町の『地域包括ケアシステム』について

A. 健康寿命の延伸のため、今後も生活支援や地域支え合い活動、介護予防の普及に努めます。

問 介護保険制度が見直され、各市町村は平成27年度から3年間、独自の新しい地域支援事業に取り組むことになりました。

安堵町における『地域包括ケアシステム』の現状と成果及び今後の展望について、具体的な説明をお願いします。

答 健康福祉課長 『地域包括ケアシステム』とは、みんなが住み慣れた地域で、いくつになっても自分らしい暮らしを継続するために、医療、介護、介護予防、生活支援等を日常の生活の場で、一体的に、体系的に提供できるシステム構想をいいます。

安堵町では、福祉保健センター内に「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の社会参加や地域支え合い体制、居場所づくりに取り組んでいます。

具体的な活動として、75歳以上の高齢者に対して町民生児童委員、地域包括支援センター職員が、各家庭を訪問し、独居世帯、老老世帯等の状況を調査活動しています。

また、町社会福祉協議会の構成団体である安寿会（町老人会連合会）は、支部活動として、地域住民への声かけや見守り活動、80歳以上の会員宅への家庭訪問による「友愛活動」を実施しながら地域支援活動の推進にも務められています。

町内の各支援団体の情報をもとに、支援が必要な方に「救急医療情報キット」の配布や「緊急通報装置」による安否確認も実施しています。

町内13箇所で開催されている集いの場としての「地域サロン」は、安寿会支部や自治会がそれぞれの地域の特色を活かしながら活動・運営をされ、昨年は、各支部のサロン活動情報交換会も実施されました。

地域のコミュニティと健康寿命を延ばす効果があるといわれる「いきいき百歳体操」の開催は町内でも盛況で、一例をあげますと小泉苑支部いすみの会では、楽しく取り組まれ、町内支部や近隣市からも多数の見学者が来られる状況が報告されています。

また、そのサロン活動は、昨年、「全国老人会連合会」から、地域コミュニティ活動の評価を受け、特別表彰を受賞されました。



みんなで百歳：健康体操継続中

今後は、担当課として、生活支援等の情報を『安堵町地域資源マップ』として集約・作成し、ホームページ等で提供できるように努めます。

安堵町は小さな自治体です。この特色を活かして、さらにきめ細かな、顔の見える支援活動を継続していきます。

続いて、周辺の医療機関との連携ですが、在宅での支援活動は、退院後の在宅医療介護連携が不可欠です。奈良県西和医療センターを拠点として、生駒地区・葛城地区医師会や薬剤師会、訪問看護ステーション等と連携して、退院後の円滑な介護体制へと移行できるシ

ステムを広域7町で協議・運営します。

また、地域包括ケアシステムの一环である「認知症対策」の推進のため介護・医療の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」の構築を推進します。

今後も健康寿命の延伸のため、生活支援活動、地域支え合い活動、介護予防の普及啓発に努めていきます。

浅野 ただ今、具体的に説明をいただきましたように、本町は『地域包括ケアシステム』の活動・推進のため、多種・多様の地域団体や周辺組織が、有機的に交流し、積極的な活動をされていることがわかりました。安堵町の地域医療・介護に携わっておられる福祉保健センターと施設内に併設されている町社会福祉協議会の職員の皆様方の日々の献身的な活動に感謝を申し上げ質問を終わります。

【その他の質問】
「社会の変化に対応できる児童生徒の学力向上施策について」

田中幹男
議員

Q. 国民健康保険の今後の見通について

A. 近隣市町村との情報連携を図り、 国保運営のあり方を検討します。

問 平成30年から現行の国民健康保険の運営主体が県単位に変わり、現状として平群町に次いで安い安堵町の保険税、今後大幅に上がることも予想されます。町として今後どう見通しをされているのかお聞きしたいと思っています。

答 住民課長 平成30年からは県が国保財政の責任主体となり国民健康保険運営指針に基づいて県が県全体での被保険者が負担すべき金額、これは県全体での保険料でございします。これを県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となることを目指すという考えの下に、各市町村に対し国保事業費納付金の額を決定し、各市町村ごとの標準保険料率を示すこととなっております。一方、市町村は県に納付すべき国保事業費納付金に各町独自で行う保険事業分を加え、標準保険料率を参考にしながら、各市町村がこれまでと同様に保険料を賦課決定いたします。また市町村は、被保険者証の発行といった資格管理、保険給付、保険料率の決定や賦課徴収、特定健診、

特別保健指導といった保健事業などを引き続き実施していくこととなります。次に保険税が値上げになるとのご質問でございますが、国保の被保険者の負担軽減を図る為に、平成12年度より保険料率の見直しを実施しておりませんでしたので国民健康保険特別会計の運営が苦しい状況が続いていきます。県単位化により、標準保険料率に近い値をもつて賦課することになります。が、国保税の値上げは不適正な賦課になるということを御理解いただきたいと思います。また現在安堵町では4賦課方式で課税していますが、県単位化により均等割、平等割、所得割の3賦課方式となり、被保険者によつてはある程度の差異が生じてまいります。また保険税の滞納分につきましては、町の責務として徴収に努力を続けてまいります。

問 今課長から言われましたけども、県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料率に近い値をもつて賦課することになります。が、保険税の値上げではなく、

適正な賦課になるというご理解をお願いしたいという御答弁でありましたけども、そうは言っても実際は値上げになります。現状として安堵町の国民健康保険税は生駒郡において平群町に次いで安い水準にあります。その平群町では3月議会です。2億5千万円の値上げが町当局から提出され、議員提出の半減を求める議案が常任委員会でも可決されたと聞いています。安堵町に限らず近隣自治体でも大きな問題になっていきます。私はこれ以上の保険税の値上げははっきり限界を超えていると思います。考え方をお聞きしたい。

答 確かに議員仰せのとおり、当町においても若干今より保険税額が増えるの見込んでいます。それは当然のことながら給付見合いの保険料ということになりますので、当然その被保険者が負担すべき金額というのは国の法律の中で定められていますのでそれに従っていくという形になってきます。

問 県単位化すると、今現状の4項目から資産割をな

くし3賦課方式になります。が基本的に賛成いたします。同時に今までの安堵町の国保の赤字が一億円を超えているかと思いますが今後どうされるのか。

答 累積赤字の件でございますが、確かに現在でも7千万円ほどの赤字があると重々承知しています。その解消につきましても今後の重要な課題として取り組んでまいりたいと考えています。国県の動向を注視して近隣市町村との情報連携を図りながら当町としての国保運営のあり方を検討してまいりたいと考えています。

田中 はい是非、町民にその赤字分を上乗せして徴収することのないよう考えていただきたいと思います。が率直に言えば一般会計からの法定外繰り入れも考えられると思いますが、是非町として対策をお願いし質問を終わります。ありがとうございます。

【その他の質問】
「防災士の育成について」

Q. 岡崎川堤防の雑木について

A. 奈良県郡山土木事務所に伐採を強く要望します。



中本 幸一 議員

問 平成橋の鉄塔の下に大きな雑木が2本あり、上流の井堰から橋付近には林のように生えています。町はこの現状をどのように把握されているか、また、今後の対応についてお伺いします。

答 産業建設課長 岡崎川は県管理の河川でございます。管轄であります。しかしながら、各市町村から要望が多いなか、基本的に見通しが悪く、危険なところを優先的に伐採しているのが実情でございます。今回ご指摘の場所には非常に雑然と生えており、環境の問題もあると考えています。従いまして、この雑木の伐採につきまして、改めて奈良県郡山土木事務所に強く要望してまいる所存でございます。どうか議員も後押しくださいますよう、お願い申し上げます。

中本 ありがとうございます。要望の折には、地元としても私も全面的に応援させていただきますので、よろしく願います。



議会を傍聴しましょう！

第2回6月定例会の一般質問日は、16日（金）午前10時開会予定です。安堵町議会では「開かれた議会」を目指しています。皆様の選んだ議員が、議会や委員会でのどのような発言をし、行政はどのような答弁をするのか、皆様ご自身でお確かめください。

役場1階ホールで本会議の「モニター中継」を行っています。

また、「本会議会議録」は、議会事務局で閲覧できます。



役場 4 階議場

【表紙写真の解説】

「奈良県安堵町議会」が全国町村議会議長会会長から『平成 28 年度町村議会表彰』を受賞。

全国町村議会議長会は、町村議会の「一層の自己研鑽と更なる議会の活性化」をする観点から、平成 19 年度に議会表彰制度を創設した。

毎年、他の範となる先進的な事績を残した町村議会について、学識者の構成による表彰審査会を開催してきた。今年度は「平成 28 年度町村議会表彰審査方針」以下のように定め、各都道府県町村議会議長会会長宛に所属町村議会の中から表彰候補団体の推薦を求めた。

【平成 28 年度審査方針】

- 1 「政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会」
- 2 「住民に開かれた議会」
- 3 「地域振興のために特別な取り組みをした議会」

審査会は、上記の3項目全てに該当しているかを審査し、全国 927 町村議会から、26 団体を選定。特別表彰団体（2 団体）、表彰団体（24 団体）を決定した。

安堵町議会は、表彰団体の一つに決定され、去る 2 月 8 日の全国町村議会議長会「第 68 回定期総会」において表彰を受けた。

【安堵町議会の取り組み】（奈良県町村議長会の推薦理由：抜粋）

1 「政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会」

当議会は、総務産業建設常任委員会（5 名）、文教厚生常任委員会（5 名）を設置し、調査研究及び実態の把握、現地調査活動等を実施し、定例議会の閉会中も継続審査の申し出により、各常任委員会が所管事務調査を広く深く内容を把握することにより、町の振興・発展に尽力している。

町政運営の重要な課題は、随時勉強会を開催し、町行政担当課より説明を受け、積極的に議論しながら、適度の緊張感を持ち意見交換等の十分な監視機能を発揮している。

本会議の一般質問時間は、各議員 60 分にして活発な質疑応答の時間確保をしている。

毎年、議員全員による視察研修を実施し、訪問先の議員、担当者と積極的な意見交流の場を持つことにより、議員力の研鑽に努めている。

2 「住民に開かれた議会」

定例議会中は、庁舎 1 階玄関ホールに大型モニターテレビを設置し議場内を実況中継している。傍聴席に入室することなく気軽に本会議を視聴できる体制整備をしている。

また、議会活動を住民にわかりやすく伝えるため、議会だより編集委員会を創設し、編集委員による取材、レイアウト構成、原稿の編集・校正等に主体的に取り組み、年 4 回の定例発行を続けている。議会だよりは、全戸配布し、公共施設にも配架している。

議会ホームページには、既刊の議会だよりを全て PDF 様式に変換し閲覧が可能である。

全国広報研修会にも積極的に参加し、先進地の広報紙作成から多くの工夫を吸収しながら広報作成ついで力量を高める努力をしている。

3 「地域振興のために特別な取り組みをした議会」

全国の災害被災地に議員会から義援金の寄贈をしている。（東日本大震災、熊本地震等）町行政施策の地方総合戦略にも議員全員で討論・議論をし総合政策に提言をしている。

町の行政報告会にも議員が積極的に参加し、住民の声を直接聞く努力を重ねている。

町は、低地が多く、早期の内水・溢水対策の改善のための陳情を議員団で国土交通省に出向き、問題点を説明・報告の上、水管理・国土保全局長に要望書を直接手渡すことができた。

※今回の表彰にあたり、奈良県町村議会議長会宛に安堵町議会議員の平素の取り組みを的確に集約・作成し、「活動状況報告書」を提出していただいた安堵町議会事務局に感謝をいたします。



全国町村議会議長会表彰受賞

森田 瞳 議員

長年、町村議会議員として、議会の運営及び地方自治の振興に貢献した功績と、その間議長、その他要職に就き卓越した政治手腕を発揮して町政の発展に寄与したことに對し、全国町村議会議長会会長から特別表彰を受賞しました。

議会のうごき

第1回定例会関連

3月3日 議会だより編集委員会
4月4日 議会だより編集委員会
4月11日 議会だより編集委員会
4月14日 議会だより編集委員会

第1回臨時会関連

4月26日 議案事前説明会
4月27日 議会運営委員会
5月9日 議員打合せ会
5月9日 本会議

第2回定例会関連〈予定〉

5月25日 議案事前説明会
5月31日 議会運営委員会
6月6日 議員打合せ会
6月6日 本会議 (開会)
6月8日 総務産業建設常任委員会
6月9日 文教厚生常任委員会
6月13日 議会運営委員会
6月16日 議員打合せ会
6月16日 本会議 (閉会)
6月16日 一般質問

議員団も案山子制作!

町の活性化の一環として、オブジェ『案山子』制作展示事業実行委員会が立ち上げられ、町内各種団体が制作活動を開始しました。議員団は、去る3月9日木曜日、作業服持参で集合し、窪田地区の森中氏のご指導のもとに、当日中に6体の案山子を制作しました。写真は完成当日の作品です。現在は、目鼻立ちも凛々しくなり、各種の町内イベントにも参加しています。



天理軽便鉄道の乗客の待合風景

編集後記

新議会だよりは、創刊号を平成25年5月1日に発行して以来、5年目を迎え、臨時号も含めると今回で18号の刊行になりました。編集委員会と議会事務局の連携により、手作りの紙面構成を継続してきました。

これまでの編集部の努力と実績が認められ、今年度から発行予算の増額が認められ、紙面数の増加や表紙写真のカラー化の実現等が可能になりました。

編集委員も全国広報研修会等に暦年参加し、各種の専門講師から編集理論についての講義を受講。また、全国の編集委員の方々の力作紙面からも多くの工夫と努力を学ぶことができました。

このような研修を糧として、今後「あなたと町政をむすぶ」議会だよりの発行と町民の皆様方の目線に立った、読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努力を重ねてまいりたいと思います。

〔議会だより編集委員会一同〕